

39【宗長手記】 大永三年（一五二三）一月

宇治白川別所辻坊より、年始の音信とて、柳一荷、梅漬桶二、青梅漬おけなごにそへて、

はる雨の露も忘れぬ心さし、いと細撫の柳こや見む

かへしに扇なとそへて

浅みとり柳に梅の二桶は、ふたあけあへす、もてはやす哉

長阿真子承葩喝食つねに聞及はれて、やしなひにすへきなど、たひくくの文、つゝの中より見いたして、そのうらを、金剛經承葩十三の幼少にしてかゝせて、薪心伝庵に侍り。

40【宗長手記】 大永三年（一五二三）三月

三月新より出京の次に、宇治白川の別所辻坊にして、

はるやはな、つねをわすれぬはつ桜

さわるひの巻のよせにや、むかひの寺などこの巻にあり。京にてある宿所にして

うつせみの、うすはなさくらさくよ哉

41【宗長手記】 大永四年（一五二四）四月

いまた日もたかく、いそくに付て、宇治の川舟さしのほらんといふに、発句所望に、

くれたけのなつ冬いつれよゝのかけ

此所祝はかりなり、此津より宇治橋までさしのほさするに、船の間美豆の御牧、八幡山木津川なかれあひて、水ひろく湖水のことし、京よりいさなはれくる人々、舟はたをたゞきて、尺八笛吹ならし、宇治の

川瀬の水車なにとうき世をめくるなど、このころはやるこうた、興に

乗し侍り、岸の卯花花汀の杜若さきあひて、おもしろかりしなり、いとせともなきはやせ、のほりわつらふ綱手のふることうち吟して、

船さしよせおるゝ、みな心ならず、其夜は白川別所辻坊一宿、暁水鶏

のうちたゞくを

谷ふかみ、くいなのめくる外山かな

俳諧にそ侍る、当国守護所東雲軒、薪のをくりなといひつけらるゝ間に酒あり

42【水度神社棟札銘文】 天正七年（一五七九）四月

(表)

寺田郷

天長地久御願門満五穀成就所

キヤ 奉南無天満自在天神御遷宮

権大僧都厚隆法印神道大闡梨

右当年天正七卯年卯月廿八日

卯剋

(裏)

唄 東光坊厚祐

散華 西坊重範

御遷宮役人金色院寺僧 鉢 讚 向坊賢慶

鏡 中坊有範

伽陀 東坊豪誉

43 【田中忠三郎氏所藏文書】 天正十年（一五八二）十二月

永代売渡申茶園事

合老所者 字御はか山之内
小名天神堂之内

右件茶園者落合越中守雖為買得相伝、依有要用現米十五石ニ永代宇治
白川乘泉坊え売渡申処実正明白也、但此内より地子錢百三十文長者勘
六郎方へ五月分ニ出也、此外無諸公事、本文書者火事ニやきうしない
申候、若於此茶園違乱申者在之者、其時我等罷出可申明者也、仍為後
日、状如件

天正拾年

橋本落合越中

十二月吉日

在判

44 【多聞院日記】 天正十五年（一五八七）六月十七日

宇治白川ノ蔵坊ニ、般若妙光在之、ツホニツ弥ニヲ付テ与一遣之処、
一ノ坂ニ人夫在之間、与一ハ則歸了、珍重々々

「白川金色院」と恵心院

はじめに

本館に収蔵される白川関係文書は、地藏院文書と山崎家文書、そして宇治の恵心院文書の二件である。このなかから読み起こした文書は、結果的に四十点となった。ほぼ年代順に配列した序盤から中盤、年号で言うと慶長から享保までをおおむね恵心院文書が占め、その後は山崎家と地藏院から断片的な事実を拾い上げるという格好になった。年代や数量はごく限られるものの、内容は比較的多岐にわたり、分量の割には変化にも富んでいる。

ここでは、恵心院といわゆる白川金色院が立地した場所、つまり宇治・白川という地域の営みを解明しようとする視点から、掲出した文書を読み解き、事実関係を整理しようと思う。以下、文中の「」に後掲の史料番号を記す。

一、乗琳坊賢弘と弥勒院良泉

そもそも本報告書において、こうした史料群の取り上げ方を、きっかけとなったのが恵心院にある下の木像、その像内背面に記された次の墨書である。

宇治郡白川乗琳坊賢弘法印、逆修御影于時慶長式季丁酉八月上旬、

七十七歳、造立之施主関東下野国茂木之住、権大僧都良泉恵心院

住持当院開山住、即為末代令作之

弥勒院法印良泉敬白

ここに恵心院の開創に関する事実が明確にされる。厳密に言えば宇治郡とするのはおかしいが、白川の乗琳坊賢弘と下野国茂木の良泉という二人の僧侶がこれに関わった。ちなみに、弥勒院法印良泉の名は『義演准后日記』（醍醐寺文書）にも見え、まず同一人物としてよいと思う。慶長二年（一五九七）、すでに恵心院住持を称する良泉は、賢弘の像を恵心院開山の記念として刻ませた。





二、上林一門の後援

恵心院に遺る古文書は、やはり白川との関連をものがたるものが目録の先頭をきる。「1」には、右の賢弘法印と弥勒院法印の両名が登場する。差出人として連判する上林家の面々は、宇治郷にあって、政治・経済の中心にあった人たちである。久徳は五十代半ば、掃部はその倅勝永で二十代半ば、春松、竹庵、味卜は久徳の弟で、いずれも初代である。二人の僧と上林の一族が、どういふ理由で結びついたのか、その経過は明かでない。だが、半世紀余り後に恵心院で内紛が起きた際に、最長老の上林三休（初代三人）は、文禄年間から慶長年間のはじめ頃、白川乗琳坊の師弟を上林一門が取り立て、彼自身も恵心院の敷地の地割りに付き合ったと述懐している（6・7）。木像の墨書銘と合わせて、恵心院は十六世紀末、一五九〇年代に開かれたとしてほぼ間違いないと思われる。なお（2）は、恵心院への茶蘭の寄進状である。

もともとその地に何らかの因縁があったかどうかは、わからないが、恵心院は上林家が後ろだてとなり、平等院の対岸、旧離宮社（宇治上神社・宇治神社）の南に隣接して営まれた。寺の名は、『往生要集』

を著した源信すなわち恵心僧都にちなむもので、勧進状（19）やいくつかの名所記は、ここをかつての説法の道場の跡とする。けれども直接の命名にあたっては、宇治川の流れにも程近いことから、『源氏物語』宇治十帖の浮舟の巻、そこに登場する横川僧都の姿が意識されていたように思われるが、定かでない。

三、恵心院宛の書状

恵心院文書の特徴は、なんといっても近世前半の書状が多くを占めることだ。正文は遺されていないが、まず春日局書状写が目される（5）。春日局（一五七九〜一六四三）は周知の通り三代將軍家光の乳母として、幕閣からも一目置かれていた人物である。その彼女のもとに、恵心院住職の姪にあたる「お妻」という女房が仕えていたという（13）。他の女房と思われる人からの書状（4）に「おさい」とあり、ここに同時に春日の名が見えることから、恵心院と春日局周辺とがつながっていたことは、ほぼ確実とみてよいと思われる。

「14」「18」の書状の差出人も、文面から恵心院と懇意だったような秀用氣が伝わってくる。発信者の松平（大河内）隆綱（一六二一〜九二）は、家綱政権の中核にあった松平伊豆守信綱（一五九六〜一六六二）の義弟である。松平信綱といえ、ここでも（13）の由緒に、將軍に恵心院の祈祷札を取り次いだ最初の閣僚としてその名が見える。たんなる偶然ではないと思われる。

上林にとっては、恵心院を介して宇治から江戸幕府中枢に接近する一つの道が開けたのではなからうか。逆に、良泉もしくはその周囲の者が、江戸上層部へのコネクションを武器に上林に働きかけ、將軍家

のために加持祈禱を行うことを名目に一寺を建立させた。そのような推測もできなくはない。

春日局没後こうした関係はいったん途絶えたらしいが〔13〕、それから少し後に恵心院での内紛が露見する。この争論関係の文書をまとめて載せた〔6〕〔12〕。これに関しては、「宇治をめぐる人びと」(宇治文庫6)の「將軍家とのかすかな絆―春日局と恵心院―」の項で概略を述べたので、ご覧いただきたい。

四、恵心院と江戸幕府との関係

慶安元年(一六四八)、宇治川上流に興聖寺が建設される際に、恵心院は一部の地所を割譲するが、その証文に恵心院良信の名が確認できる(興聖寺文書)。はじめに触れた良泉の後、恵心院歴代に名を順に書き上げた書類が、残念ながら見当たらない。良信の次は、寛文から延宝年間(一六六一〜八一)にかけて良攸という名が見い出せる。勸進〔19〕を展開し、境内諸堂の新築事業を成し遂げた中心人物である。後述されるように、大工は黄檗門前の秋篠氏、門構えには黄檗風が用いられた。当時の黄檗ブームを象徴する構造物である。



〔20〕の来由書も、この時点でまとめられた。今日も什物として伝えられる阿弥陀如来画像(左図)が、それに該当する作品である。文書の筆耕を公家に依頼するなど、詳しい経歴はわからないが、良攸という僧も宮廷周辺へのルートに通じる人物だったらしい。当時は近世の恵心院がもっとも整備された、充実した時代であったとしていいように思う。

その次に文書の上で確認できるのが、良寛である〔28〕。この僧についても詳しいことはわからない。しかし、ここに近衛基熙の娘で六代將軍徳川家宣の正室天英院の名があり、彼女から堂舎や仏具などが下賜されたという。大奥関係では、七代將軍家継や生母月光院とその周辺の乳母の様子について知らせる書状〔29〕、そして家継の死去(享保元年・一七一六)と天英院の隠居を知らせ、以後の献上や祈禱を断る旨を伝える書状〔30〕がこれにつづく。でも、これを最後に大奥との交流を示すものがなくなってしまふ。おそらくこれも偶然ではなくて、やはりここで関係が切れてしまったかと思う。ちなみに〔30〕の書状の差出人は、天英院が近衛家から甲府の綱重(後の家宣)のもとに輿入れした際に彼女に付き従った者たちの二世で、それぞれが先代の職を踏襲したわけだ。

江戸幕府は、年貢算定基準の見直しや伏見奉行廃止の試行など、すでに元禄期から行財政改革への取組に着手していた。そして宇治の政治的な様相にも、八代吉宗の政権下ではっきりとした変化が起こる。これまで宇治で代官を世襲してきた上林の門太郎家を、享保四年(一七一九)に免職としたのである。なお〔31〕の「宇治袖鑑」は、いわば宇治郷明細帳の抄録で、原本はその代官更迭の直後に成立したと思

われるので、参考としてここに収めた。

門太郎の跡を引き継いだ竹庵家も、寛保三年（一七四三）に職を解かれた。近世初頭から宇治の政治経済を主導してきた面上林家の更迭は、放漫をきわめた地域経営からの脱却をはかろうする動きの一つであるが、それに依存するところが大きい恵心院も、おのずと運命をともにせざるを得なかったのだろう。恵心院住持に附属し、受け継がれた個人的な関係も世代交替とともにすたれ、将軍家安泰の加持祈祷も形式化し、江戸との距離もしだいに遠くなっていったと考えられる。恵心院に遺る文書も、近世中ごろからは地域の一寺院として、とりわけ白川村との金銭貸借関係のまとめりへと重点が移行する。

五、別所と坊

対岸の白川に目を転じよう。前掲の古代中世史料はきわめて限られているが、まずそこで白川はその名にしばしば「宇治」を冠し、かつ「別所」の称を付されることがきわめて多いことに気がつく。また白川別所は、寺坊のみを言うのではなく、宇治との争乱を記録した『後法興院記』に「宇治与白河別所有合戦」「白河別所民屋悉令放火、坊中少々令破却」とあるように、山間の集落すべてを指す広域地名としても用いられることがあった。

その「別所」としての営みは、十五世紀半ばから近衛政家等貴族との関わりでもってあらわれ、少なくとも彼らの見物や遊覧に充分たえうる景観を呈していたことは確かである。また十五世紀末には、白川から離れた伊勢田の土地の売買に、別所のなかの東円（向）坊が関与し、さらに辻坊のように連歌師の宗長を招き入れる者もあった。すな

わちこの時点で、白川別所には相当の蓄財があり、かつ文化的な趣を整えた寺坊が発生していたことを推察させる。

近世に入ると、それははっきりと数字であらわれる。慶長十六年（一六一二）の検地帳（宇治市役所文書『宇治市史6』所収）には、尾崎坊の二三〇石余りを筆頭に、坊名を冠する人たちが土地保有者の上位を占めている。なかにはすでにこの段階で名目だけで、事実上は村人の管理となっていた坊（坊跡）もあったと思われるが、尾崎坊のほか、西、東、北、向、福泉、蔵、岡、池、玄勝、浦、玄真、梅とつづく。坊ではないが、文殊院の名もある。はじめに触れた乗琳坊はすではない。辻坊の名も見あたらないが、宇治茶師の辻善貞家は辻坊からの転身と伝える。また群を抜いて土地を集積していた尾崎坊も、同様に宇治に移り茶師に専念した。宇治が経済的にも文化的にも、強い吸引力を發揮していたとしていいかもしれない。

六、「十六坊」と恵心院

ところで、一般には白川金色院、あるいは白川十六坊という呼び方をされるが、ともに漠然とした通称である。まず金色院の称は、古代中世の古文書では龍雲寺大般若経の奥書（嘉元三年・一三〇五）や寛正四年（一四六三）の勅進状に記され、近世に至っては名所記に頻出する。しかし、少なくとも近世の白川において、金色院という名称でもって、何か具体的な構造物が指し示されたわけではない。かつての栄華の印象が「金色」の語音に込められ、それが拡大解釈されて一人歩きしたに過ぎないものと思われる。十六坊にしても、これまた最盛期には存在したであろう寺院建造物のまとめりを、あの谷間に見合っ

て余りある規模でもって総称する響きを担った表現で、ともに慣習的でかつ誇張された言い回しとみてよい。

ところが、この金色院と十六坊が、明確な実態をもつかのようにならぬに記される事態が近世の中ごろから起こってくる。まず「金色院一山」〔24〕、つぎに「白山別所寺金色院」という山号・寺号・院号、それにつづいて文字どおり十六の坊名が、しかも同じ名称が重複することにはさほどの躊躇をも覚えずに列記される〔25〕。南之坊の記載が二か所にある。

この頃すなわち十七世紀末、恵心院はそんな「金色院十六坊」に対して融資をしている〔24〕。その実質が、事実上福泉坊と池之坊だとわかっていたはずだが、債務者の名目は、恵心院と縁の深い蔵坊をはじめとする白山金色院一山となっている。

このような形式が認められるのには、やはりそれなりの理由がある。恵心院には宇治代官に事務が委託されるようなかたちで、三丁石が寺領として宛がわれている。しかしこれも、それ以前から上林の管轄下で保証されていた白川の蔵方領分を、恵心院にいわば切り替えたもので、公約には蔵坊・恵心院共有という名目となっていた〔3・21・22〕。小倉村に設定されていた具体的な所領の内訳は、検地帳〔23〕の通りである。つまり恵心院には人だけではなくて、土地の権益も白川から移っているわけで、この点こそが、恵心院と白川の両者を断ち切り難く結び付ける由縁だった。右のような貸借関係にあらわれるような因縁を引きずる、その基が恵心院とその存続基盤にあった。またこの事実が白川では周知のことだったとしてよいと思う。

七、福泉坊と白川村

この金銭をめぐるトラブルで恵心院に相對峙したのが、福泉坊である。姓は山崎、久慶あるいは平馬を代々名乗る人物が、福泉坊にはば常駐し、事実上当時の「金色院」かつ「白川十六坊」のリーダーであった。本書に掲出した史料の後半部は、この福泉坊と白川村の關係をものがたるものが主となった。なお福泉坊の位置は、いわゆる総門を入った左手、近年の発掘調査で確認された文殊堂の手前と推定されている。

山崎家の過去帳によると、寛文七年（一六六七）五月十二日の忌日に福泉坊喜乘法師の記載があり、山崎の福泉坊への関わりは近世初期にさかのぼることがわかる。山崎は福泉坊の一社僧さらには金色院一山の総代という立場にとどまらず、ある時は宇治茶師〔32〕を称し、またある時は田満院に附属したこともあったようだ〔33〕が、その実態はよくわからない。

ただ、十八世紀半ばからの動きが少し追える。まず山崎は、延享五年（一七四八）から翌年にかけて、今日地藏院に伝わる大般若経の補修事業に取り組んでいる。またその頃、白川には三坊すなわち福泉坊と蔵坊、そして北坊が名目を保っており、山崎はこれらすべてに権益を有していたようだ〔34〕。ところが、これとは別に中坊を再興しようとする動きが村人の中から起こった。ここで福泉坊は「白山」に關しては村方百姓の干渉はうけないのだという主張を展開し、その結果村役が割れた。福泉坊には年寄の勘四郎、中坊を興そうとする玄慶の側には庄屋善助ともう一人の年寄五郎兵衛がついたという。中坊がどうなったかはわからないが、福泉坊はそれから十年余り後に、今度は村方と氏子から、山林を勝手に処分していることについて訴えを起こ

された〔35〕。

文政八年（一八二五）の先規定書〔38〕は、村方が福泉坊に対して勤務の詳細を確認する形式で作成されたもので、主体は村にあったと読める。什物帳〔39〕も、分け置かれているが、すべてが村有であることを改めてチェックする内容であり、福泉坊は管理者としての一社僧の立場が明確にされている。つまり十九世紀に入ると、「白山」運営の主導権は、白川村によって握られていたとしてよいのではないか。

白川の村方文書がほぼ皆無の状況で、こうした事実を単純に結び付けて、結論づけるのは軽率すぎるかもしれないが、福泉坊の立場が相対的に低下していったという印象は否めない。

おわりに

幕末から明治初年にかけて、ご他聞にもれず宇治の寺社もかつてない混乱を経験した。恵心院は、生き残りをかけるかのように天保十四年（一八四三）と弘化二年（一八四五）に什物を開帳し、寄付者を募る（宇治市役所文書『宇治郷留日記』）が、はかばかしい成果をあげた形跡はない。〔40〕は、倒幕直後の由緒書上である。建造物のところで触れるように、恵心院は明治・大正期にその規模を縮小させた。いっぽう白川村の「白山」帯では、結果的には神社だけが残り、やがて福泉坊の山崎も白川を離れた。什物等はおおむね散逸したが、文政のリストにもあげられていた大殺若経や板彫両界曼陀羅ほかその一部が、いわゆる十六坊とは別に存在した村の惣堂、地藏堂（今日の地藏院）に引き継がれた。

〔1〕 恵心院文書84

恵心院為寺領春松軒かしまの蘭茶ヶ所弥勒院しゆすのみを以御所望候て御付被成儀、乍御大儀目出度存候、向後此茶蘭違乱之義於有之者上林一類之者其時罷出、随分申技可遂候、将亦百姓之儀をも申付可遣候、仍為後口之状如件

慶長貳年丁酉三月十一日

賢弘法印判

上林久徳判

同 掃部

春松判

竹庵判

味卜判

弥勒院法印様まいる

〔2〕 恵心院文書85

（破損）

「売渡申茶蘭之事

合意所者 字ハ祝きと也

東ハ道南ハ竹庵西ハさこ北ハ源介限也

右之茶蘭依有用要金子壹枚ニ永代恵心院様江売渡申所実止明白也、

但檢地御年貢米六斗七升六合六勺、但此内皇式斗六升出也、若於此茶

蘭違乱煩中輩在之者可被懸盗人之罪科者也、仍後日状如件

慶長五年二月十九日

松村一六（花押）

乗琳坊

賢弘 (花押)

使今西

喜安 (花押)

使山上

彦三 (花押)

恵心院様まいる

〔3〕 恵心院文書87

我等知行米御朱印之口三拾石ニ而御座候間、他之百姓にて三拾石可有御渡之旨被仰候へ共、我等小倉にての私徳式拾六石余ほど御座候を則右之出石之知行米ニ請取申候、公儀之儀ハ三拾石之御帳被下之通ニ而御座候、為其後日状一筆如此候

慶長十八年極月十五日

白川

蔵坊 (花押)

上林徳様参

〔4〕 恵心院文書79

返々おさいの御事仰のことく御とりたてなされ候にわか之御たのミ候て御いとまの御事御申上候へハわれノ、をおしかりの御事にて御座候それもほしく存しめしての御事とそんし候かしく

おほせられ候ことく、ことしよりのめてたさとなたもおなし御事とそんし候、くはうさま (公方様) へきたう (祈祷) の御ふた御あけなされ候、御かれいのことく御ひろうなりまいらせ候御事にて御座候、か

すか (春日) さまへもゆえんまいらせ給候、よく御めをかけまいらせ候へハ、かすかすめてたくおほしめし候はせ□□□□あらはし□わたくしへもめんたひ御かれいのことく下され、めてたくいわい入まいらせ候、かしく

うち
ゑしん院さまへ

より
ちやあ

〔5〕 恵心院文書119

返々ふるとしより一七日のこま御きた候て御ふた御あけ候てかすかすめてたくおもひまいらせ候わさとこれよりもかれいのことく銀子壹枚まいらせ候めてたくかしく

文くたされ御うれしくおもひまいらせ候、上さまへ御かれいのことく御きたうの御ふた御あけ候て、めてたくおもひまいらせ候、いくひさしくまんくねんといわいりまいらせ候、わか身かたへもミ事のゆゑん一ヶ給候、めてたくいわい入まいらせ候かしく

ゑしん院さままいる申給へ

かすか

かすかすめてたくいわい入まいらせ候、返々御きたうの御ふた御あけ候て、めてたく、思ひまいらせ候わさとこれより御はつほかれいのことくまいらせ候いく久しくとの御しるしまてにて御座候、めてたくかしく

おほせのことくこのはるよりのめてたさいわい入まいらせ候、御きたうの御ふた御あけ候てかすかすめてたくそんし候、わか身かたへも御しうきとてうほうなるゆゑん壹はこ給候、かしく

ゑしん院さままいる申給へ

かすか

いわい入まいらせ候、ついでかましく御座候へとも御かれいのこ
とく銀子老枚まいらせ候なおめてたさ春ふかく申入まいらせ候、
めてたくかしく

おほせのことくつきし□□ぬ春のめてたさいわい入まいらせ候、御か
れいのことく上様へ御ふたくわんすあげまいらせられかすかすめてた
さよくひろう申候へハ御きけんの御事にて御そく才さまにていく久し
く御あけ候やう二といわい入まいらせ候、わか身かたへも御しうきと
てみ事のゆゑん十給候、めてたく幾久しくとかしく

ゑしん院さままいる申給へ

かすか

〔6〕恵心院文書117

覚

一今度恵心院と下坊薬師堂良雄と出入二付、恵心院御訴訟ニ御下候、
就夫中興恵心院取立被申事ハ文録年中之初、大形六十年斗ニ罷成可
申と存候、各御先祖御肝煎ハ無隠事候へ共、其時分ハ各未生以前之
儀ニ御座候故、段々御尋御尤ニ候、各祖父三代先之久徳、同春松、
竹庵、味卜、白川乗琳坊御肝煎候而、良泉御取立ニ候、則其刻何も
御頭候故、地割之時分より我等も罷出肝煎申事、其時分之大工こや
御座候を里離ニ候故、番屋ニ仕置、同宿衆などを御入置候事、其以
後修理ニ趣申候所ニ、三代先之味卜被申候ハ、用心も悪敷候間、大
工屋ね以下之入用ハ合力可申候間、恵心院寺之余り木なども御出シ
候而、下坊ニ御建直シ置可然由被申候ニ付、則味卜内善右衛門奉行

ニ御遣候而、我等なともとく肝煎申事、其段善右衛門入常慶委
可存候間、御尋可有事

一乗琳坊被申候ハ、寺領とても無之候間、鹿嶋にねやすき茶藪候而、
調被申候間、是ハ弥一門中永代肝煎手飯之指合ニも成候様ニ、何も
一門中添次被付置可然と被申候ニ付而、則久徳兄弟衆何も判形被致、
恵心院江書付を御遣候間、定而共書付も于今可有御座候と存候
一薬師堂恵心院下坊ニ無之由良雄申由、其段相違儀ニ御座候、右段々
之仕合故、近年之様子ハ各も御覧候通、同宿なミ二代々仕来り候を、
只今之良雄六七ヶ年以前より随不申候ニ付、今度恵心院御訴訟ニ被
罷下候

正月三日

三休(花押)

竹庵様

味卜様

春松様

平入様

〔7〕恵心院文書25

尚々恵心院之儀、万事可然様ニ被為成御肝煎候而被下候ハ、別
而ノ、難有可奉存候、已上

一書口上候、当地恵心院下坊出入御座候ニ付、旧冬御訴訟ニ被罷下候
処ニ色々御懇之由被申越、皆々ニ至迄忝奉存候、然者、恵心院者中興
上林一門取立被申候、就夫、恵心院取立被申候成立御尋被成由、恵心
院より皆々江被申越候ニ付、如御存知之私年久敷者ニ御座候故、何も
より被相尋候、恵心院取立被申候時分、私式もともノ、肝煎申故、存